

別表（第5条関係）

区分	事業	補助基準額		補助対象経費
特定分	国要綱別添1に規定する放課後児童健全育成事業	年間開所日数が250日以上 の放課後児童健全育成事業所	<p>1 基本額（一の支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 支援の単位を構成する児童の数が1～19人 2,305,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×27,000円</p> <p>(2) 支援の単位を構成する児童の数が20～35人 4,484,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×25,000円</p> <p>(3) 支援の単位を構成する児童の数が36～45人 4,484,000円</p> <p>(4) 支援の単位を構成する児童の数が46～70人 4,484,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×60,000円</p> <p>(5) 支援の単位を構成する児童の数が71人以上 2,917,000円</p> <p>2 開所日数加算額（一の支援の単位当たり年額）（1日8時間以上開所する場合） （年間開所日数－250日）×18,000円</p> <p>3 長期休暇支援加算額（一の支援の単位当たり年額）（長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合） （上記要件に該当する開所日数）×18,000円</p> <p>4 長時間開所加算額（一の支援の単位当たりの年額）</p> <p>(1) 平日分（1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合） 「1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間」の年間平均時間数×</p>	<p>需用費、人件費、旅費、報償費、役務費、使用料、賃借料（建物賃借料等を除く。）、備品購入費等</p> <p>※飲食物に係る経費は除く。</p>

		392,000 円 (2) 長期休暇等分 (1 日 8 時間を超えて開所する場合) 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間×176,000 円	
	年間開所日数が 200 日以上 249 日以下の放課後児童健全育成事業所	1 基本額 (一の支援の単位当たり年額) (1) 支援の単位を構成する児童の数が 20 人以上 2,955,000 円 (2) 支援の単位を構成する児童の数が 1~19 人 1,681,000 円 2 長期休暇支援加算額 (一の支援の単位当たり年額) (長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合) (上記要件に該当する開所日数) × 18,000 円 3 長時間開所加算額 (一の支援の単位当たりの年額) 平日における「1 日 6 時間を超え、かつ、18 時を超える時間」の年間平均時間数×392,000 円	需用費、人件費、旅費、報償費、役務費、使用料、賃借料 (建物賃借料等を除く。)、備品購入費等 ※飲食物に係る経費は除く。
国要綱別添 2 の 3 (2) に規定する放課後児童クラブ環境改善事業	開所整備加算額 (一の支援の単位当たり年額) 1,000,000 円 ※ 新たに放課後児童健全育成事業を実施する場合に限る。		開所に伴う整備・修繕費及び備品購入費
	開所準備経費加算額 (一の支援の単位当たり年額) 600,000 円 ※ 新たに放課後児童健全育成事業を実施する場合に限る。		開所に伴う礼金及び開所前月分の建物賃借料等
国要綱別添 3 に規定する障害児受入推進	障害児受入加算額 (一の支援の単位当たり年額) 1,847,000 円		障害児受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する

	事業		ための人件費
	国要綱別添4に規定する放課後児童クラブ運営支援事業	賃借料補助（一の支援の単位当たり年額） 2,996,000 円 ※ 所有権移転の条項が付されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は除く。	建物賃借料等
	国要綱別添5に規定する放課後児童クラブ送迎支援事業	送迎支援（一の支援の単位当たり年額） 479,000 円	送迎を行う車両に係る燃料費
一般分	国要綱別添7に規定する障害児受入強化推進事業	障害児受入推進加算額（一の支援の単位当たり年額）（3人以上の障害児の受入れを行う場合） 1,847,000 円 ※ 障害児受入推進事業に加えて、さらに障害児受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を1名以上配置した場合	障害児受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するための人件費
	国要綱別添8に規定する小規模放課後児童クラブ支援事業	小規模放課後児童クラブ支援加算額（一の支援の単位当たり年額）（一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の場合） 575,000 円	2人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費

備考

- 1 この表中「支援の単位」とは、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、児童の集団の規模を表すものをいう。
- 2 この表中「支援の単位を構成する児童の数」とは、毎日、放課後児童健全育成事業を利用する児童の人数に、一時的に放課後児童健全育成事業を利用する児童の平均利用人数を加えて得た数をいう。
- 3 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、それぞれの事業ごとに算定された補助基準額に「事業実施月数÷12」を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。